（参考資料）

平成２３年５月１６日
文化庁文化財部長決定
平成３０年１０月１０日一部改正
文 化 庁 審 議 官 決 定

ミュージアム・マネジメント研修実施要項

１．趣旨

博物館の管理運営に関わる職員等に対し，博物館の企画及び管理運営に必要な専門的知識並びに博物館を取り巻く社会動向についての研修を実施し，その資質の向上を図る。

２．主催

文化庁

３．研修期間

３日間の研修とする。

４．受講対象

①博物館において管理職の地位にある者（事務系・学芸系を問わない。）

②都道府県又は市（区）町村において博物館行政を担当する職員

③上記①②と同等の職務を行う者で，文化庁が特に受講を認める者

５．受講生の決定

受講生の募集は都道府県教育委員会を通じて行い，文化庁は都道府県教育委員会が推薦する者の中から受講生を選考・決定し，都道府県教育委員会に通知するものとする。

６．修了証書の交付

当該年度のすべての課程を履修し，研修の成果について所定のレポートを提出した者には，文化庁から修了証書を交付する。

７．その他

研修の内容その他の実施に関わる詳細については，別に設置する企画運営会議の意見を踏まえて定める。